

シンガポール法律コラム

第14回 コーポレート・サービス・プロバイダー法の制定とその内容について（2）

2025年1月

One Asia Lawyers Group 代表
シンガポール法・日本法・アメリカ NY州法弁護士
栗田 哲郎

みなさん、こんにちは。One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC)です。前回ご紹介したシンガポールの新しい法案、「コーポレート・サービス・プロバイダー法（Corporate Service Providers Act 2024）」（CSP法）について、今回は、(2)ノミニー取締役（Nominee Director）の規制強化という観点からご紹介いたします。



そもそもノミニー取締役とは、一般的に、独自の判断をせず、慣行なり法的義務によって第三者からの指示や希望の通りに行動する取締役を指します。日本ではこのような制度は一般的には存しない制度で、シンガポールではCSP法やCLLP法、会社法(Companies Act 1967)に定められています。その定義規定を直訳すると、「取締役であつて、公式又は非公式に、他の任意の者からの指示、指導又は希望に従って行動する慣行又は義務に服する者」(CSPA Part1-2(1)(e))と定められています。

新法では、このノミニー取締役について3点重要な変更がありました。

第一に、ノミニー取締役となるには、(i)登録済みのCSP事業者が、(ii)適格と判断される人を取締役として指名することという要件が求められるようになりました。これは、従来から問題視されてきたノミニー取締役制度を悪用したマネーロンダリング等を防ぐ趣旨のものです。CSP事業者が不適格な人物をノミニー取締役として斡旋することで、会社の違法な実態を隠すシェルカンパニーの形成が可能だったところ、新法では上記の条件を設け、(i)に違反して適切な指名なく取締役となった人には最大1万ドル、(ii)に違反して不適格な人を指名したCSPには最大10万ドルの罰金がそれぞれ科せられることとしました。

次に、ノミニー取締役の情報の会計企業規制庁(ACRA)への開示とACRAによる情報の保存が義務となり、さらにその開示情報の一部が一般にも公開されることとなったことです。従来はACRAへの開示は要求に応じて行えばよく、またその情報が一般に公開されることは基本的にありませんでした。今回の改正によって、ノミニー取締役の情報をACRAに開示・保存させることによって、ノミニー取締役への責任追及を行いやすくすることで、マネーロンダリング等の発生を防ぐことを目指しています。

最後に、ノミニー取締役の登録を怠った場合の罰金が5千ドルから2万5千ドルへと大幅に引き上げられました。

前回記事の冒頭でマネーロンダリング等の例を挙げたときにあるように、ノミニー取締役はマネーロンダリングの手段として利用される可能性があります。そのため、新法によってより一層監視を強化し、適切な制度利用を図ったものです。以上のように、会社の取締役がノミニー取締役に該当する場合は登録が必要であり、登録しなければ罰金が科されるため注意が必要です。

この点、皆さまのご懸念としては、「一体どういう取締役がノミニー取締役なのか？」というご懸念を抱かれることと存じます。その判断については上述の定義に照らして解釈することとなるのですが、下記のように設例に沿ってより具体的にご説明いたします。

<設例>

株式会社Mは、有限会社Pの全株式を保有しており、Pは有限会社Sの全株式を保有している。すなわち、M、P、Sは親会社、完全子会社、完全孫会社の関係にある。この場合、新法CSP、CLLPA下において、PとSの各取締役を「ノミニー取締役」として登録する必要があるか。

<回答>

P、SがMから指示を受けて会社を運営している場合、各社取締役はノミニー取締役に該当し、登録が必要となる可能性がある。

逆に、両社がMから独立に会社を運営している場合、各取締役はノミニー取締役に該当せず、登録は不要である可能性が高い。その場合、MAP、MSLの取締役の委任契約書などにおいて、M、S社が独立の判断権限を有していること（親会社の指示に従う義務を負っていないこと）を明記しておくことが推奨される。

すなわち、「他の任意の者からの指示、指導又は希望に従って行動する慣行又は義務」という部分をはっきりと否定できればできるほど、ノミニー取締役と判断される恐れは低くなります。

なお、上記設例と類似・同一の事例であっても、実際のケースにおいては、個別事情に照らして本規範の要件を満たしているかどうか慎重に確認する必要があります。また、委任契約書等のドラフティングにつきましても、個別事情に照らして文言を判断する必要があるため、専門家などに相談の上、適切に対応する必要があります。

※本稿は、シンガポールの週刊SingaLife（シンガライフ）において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニューズレターの形式にまとめたものとなります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いいたします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114